

## 【 在宅医療 】

### 771 原疾患が確認できない慢性呼吸不全に対する在宅酸素療法指導管理料の算定について

《令和8年1月30日》

#### ○ 取扱い

原疾患が確認できない慢性呼吸不全に対するC103「2」在宅酸素療法指導管理料（その他の場合）の算定は、原則として認められない。

#### ○ 取扱いを作成した根拠等

C103「2」在宅酸素療法指導管理料（その他の場合）については、厚生労働省通知※に「「その他の場合」に該当する在宅酸素療法とは、諸種の原因による高度慢性呼吸不全例、肺高血圧症の患者、慢性心不全の患者のうち、安定した病態にある退院患者及び手術待機の患者又は重度の群発頭痛の患者について、在宅で患者自らが酸素吸入を実施するものをいう。」と示されている。

また、呼吸不全の状態が一定期間続いた場合に慢性呼吸不全と診断されるものであり、通常、慢性呼吸不全と診断された時点で原疾患は特定されていると考えられる。

以上のことから、原疾患が確認できない慢性呼吸不全に対するC103「2」在宅酸素療法指導管理料（その他の場合）の算定は、原則として認められないと判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について